

# 競争入札参加申請についてよくある質問

業務委託(その他委託)競争入札参加資格申請書[様式1]	
Q1	所在地を記載するにあたり、ビル名の記載まで必要か。
A	どちらでも結構です。申請書に記入された内容をそのまま本市の登録情報としますので、ビル名まで記載される場合は、契約書等にも記載されることとなります。また、本市登録後にビル名に変更が生じた場合等は、「競争入札参加資格審査届出事項変更届」で変更事項を届け出てください。
納税証明書	
Q1	受任者を設定している場合は、受任先の納税証明書が必要か。
A	本店の納税証明書のみ提出してください。
実績調書[様式4]	
Q1	実績はどのようなものを記載すればよいか。
A	様式下部の記入要領に記載のとおりですが、指名する際に参考にさせていただく場合がありますので、受注希望業務に近いもの等を中心に幅広く記載いただければと思います。
Q2	有効期間中に新たに記入したい実績が発生した場合はどうすればよいか。
A	実績調書の更新を希望する場合は、担当に問い合わせた上で随時提出可能です。
申請カード[様式6]	
Q1	一つの業種に複数の免許・許可・登録等がある場合はどれを記載すればよいか。
A	営業年数が一番長いものを記載してください。
社会保険等適用申出書[様式8]	
Q1	私は個人事業主で加入義務がない。提出は必要か。
A	加入義務の有無にかかわらず、全業者提出が必要です。また、加入に関する詳しい内容は、健康保険及び厚生年金については、所管の年金事務所、雇用保険については所管の労働基準監督署又はハローワークにお問合せください。
Q2	「①健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し」について、従業員全ての情報が必要か。
A	事業者として社会保険に適正に加入しておられるかを確認しますので、1人分・1ページ分等で問題ありません(従業員個人ではなく、事業者としての加入の事実が確認できれば結構です。)
Q3	「①健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し」について、個人情報に記載されている書類の為、提出が難しい。
A	個人情報に係る部分を黒塗りで提出してください。また、上記 Q2 のとおり、従業員個人ではなく、事業者として社会保険に適正に加入しておられるかを確認しますので、可能な限り個人情報が含まれていない書類(「②保険料納入領収証書(窓口払いまたは口座振替)の写し」または「③その他、加入状況・保険料納入状況が確認できる書類の写し)」を優先的にご提出いただきますようお願いいたします。
Q4	「③⑥その他、加入状況・保険料納入状況が確認できる書類の写し」について具体的にどのようなものがあるか。
A	「経営規模等評価結果通知書」、「社会保険料が口座振替されたことが確認できる通帳のコピー(不要部分は黒塗り)」等。 その他判断が難しい場合はお問い合わせください。
Q5	社会保険等に加入したばかりで、納付実績がない。
A	健康保険・厚生年金保険については、健康保険・厚生年金保険新規適用届(事業主控)の写し(受付印の押されたもの)、雇用保険については、雇用保険適用(事業主控)の写し(受付印の押されたもの)を提出してください。

Q6	保険料領収書等を紛失した。
A	<p>領収書等がない場合は、下記の納入証明書を提出してください。納入証明書交付手続きについては、所管する省庁のホームページに掲載されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険、厚生年金保険：日本年金機構が発行する「社会保険料納入証明書」</li> <li>・雇用保険：所管の労働局が発行する「労働保険料納入証明書」</li> </ul>
その他	
Q1	申請書類はホームページでしか入手できないのか。
A	<p>原則ホームページでの入手となりますが、ご希望があればメールでのデータ送付も可能です。担当までお問い合わせください。また、契約課窓口でも準備をしています。書類一式をお渡しますので、庁内コピー機(有料)にてコピーをしていただき、原本を返却してください。(※窓口でのデータ提供は行っていません。)</p>
Q2	電子入札 IC カードの取得は強制か。
A	<p>強制ではありませんが、入札案件(予定価格が 50 万円超のもの)については、原則全案件について電子入札システムによる入札となります。また、本市が電子入札システムで業者様を指名するには、各業者様でご準備いただく電子入札 IC カードの有効期限が開札日まで有効である必要があります。</p> <p>従って、遅くとも IC カードの有効期限が残り2か月をきる頃には、各業者様にて新しい IC カードを取得していただき、本市電子入札システムで「IC カードの更新」のお手続きをお願いしたいと思います。</p> <p>&lt;参考:大阪地域市町村共同利用電子入札システムホームページの「よくある質問」より抜粋&gt;</p> <p>Q. 「IC カードの更新」は何に使うのですか？</p> <p>A. IC カードの有効期限が切れる前に新しい IC カードを登録する際に使います。その場合は、現在登録して頂いている利用者情報をそのまま引き継ぐことが可能です。一旦有効期限が切れた後に、新しい IC カードで登録を行う場合は、新規登録となり、再度初めから利用者情報を入力して頂くこととなりますのでご注意ください。</p> <p>Q. IC カードが失効した場合はもう一度利用者登録をしないとイケないのでしょうか？カードの更新ではだめなのでしょうか？</p> <p>A. カードが失効してしまうと、更新ではなく、もう一度最初から利用者登録の手続きが必要になります。</p>